

EPA 介護福祉士候補者の 介護福祉士国家資格取得に向けた施設内研修

高橋 明 美

日本福祉教育専門学校 非常勤講師
敬心学園職業教育研究開発センター 准研究員

Training in Institutions for the National Qualification of Care Workers for EPA Care Worker Candidates

Takahashi Akemi

Japan Welfare Education College Part-time Lecturer
Keishin-Gakuen Educational Group Research, Development and Innovation Center for
Vocational Education and Training, Associate Researcher

要旨：2008年から始まった経済連携協定（EPA）は、介護福祉士候補者（EPA 候補者）が来日し、就労しながら介護福祉士資格の取得を目指すものであるが、国家試験の合格率は全平均で46.5%と低い。長期的就労を望むEPA 候補者と施設も少なくないが、そのためには、介護福祉士の取得が必要である。文献研究とインタビュー調査を通じて、施設での研修について現状と課題を考察した結果、公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）の学習支援を柱としつつも、各施設が独自に研修を行っていること、施設、法人、先輩外国人介護職員、外部機関が役割分担をしながら、学習支援にあたる体制を構築しつつあることが明らかとなった。また、外国人介護職員が、職員としての役割を着実に果たしており、施設運営の面から資格取得および施設内研修の重要性がさらに高くなると考えられる。今後の課題として、他施設や他法人および外部機関と連携した研修体制の構築の推進、教材やカリキュラムの開発、EPA 候補生の学習状況を共有する仕組みづくりがあげられる。

キーワード：EPA 介護福祉士候補者、外国人介護職員、介護福祉士国家資格、施設内研修、学習支援

1. 研究の背景と目的

厚生労働省は、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等から、2019年度の介護職員が約211万人であるのに対し、2025年度には約243万人（現状+約32万人）、2040年度には約280万人（現状+約69万人）の介護職員が必要であると発表した。これに対し①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策の方策を推進するとし

ている（厚生労働省2021年7月9日報道資料「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」）。

このうち外国人材（以下外国人介護職員とする）については、日本人配偶者や特別永住者以外は、国は2008年から実施しているインドネシア、フィリピン、ベトナムの3ヶ国で2国間の経済強化を目的とした「EPAによる介護福祉士候補者」（以下EPA候補者とする）に続いて、2017年に介護福祉士国家資格保持者のために専門的・技術的分野の外国人とし

ての在留資格「介護」を創設するとともに、日本から相手国への技能移転を目的とした技能実習制度に「介護」を加え、2019年には人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受け入れである「特定技能1号」を設けた。2020年4月の在留資格「介護」上陸基準省令の改正では、介護福祉士養成校で介護福祉士国家資格を取得した場合だけでなく、どのようなルートであっても介護福祉士国家資格を取得すれば在留資格「介護」が認められることとなり、外国人介護職員受け入れの4制度が整った。なお、これ以外に、留学生が資格外活動許可を受けた場合は、週28時間（教育機関の長期休暇中は1日8時間以内）の就労が可能である。

EPA 候補者は原則4年（一定の要件を満たせば5年）、技能実習および特定技能1号については最長5年と在留期間の制限がある。だが、EPA 候補者、技能実習制度、特定技能1号のいずれの制度も介護福祉士国家試験に合格すると、在留資格更新の回数制限なく日本で介護福祉士として長期的に業務に従事することができる。つまり、外国人介護職員が日本で長期に就労するためには、介護福祉士国家資格の取得が必要となる。

外国人介護職員が施設に長期的に就労し、様々な業務と役割を経験することは、本人のみならず、将来的には母国にとっての貢献度も高くなる。また著しい人手不足の中で、時間をかけて教育をしてきた外国人介護職員が長期に就労し、多様な業務と役割を遂行することは施設側にとっても望むところである。「外国人介護人材の受入れ実態等に関する調査」によると外国人介護職員に行ったアンケート調査の結果、「5年後は、日本で介護関連の仕事をしていきたいと考えている割合が、全体で57.0%と最も高く（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2020b：24）、「そして施設・事業所の半数以上（52.8%）が、外国人介護職員になるべく長く働いてほしい」としている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング2020b：8）。またEPA 候補者の受け入れ機関である公益社団法人国際厚生事業団（以下JICWELSとする）が受け入れ施設に「国家試験合格後の候補者の処遇」について質問したところ、90%以上が「当施設で働き続けて欲しい」と希望していた（JICWELS 2020：11）。

だが、長期就労の前提となる介護福祉士国家試験の合格率は、第33回（2020年度）では全体が71%だったのに対し、再受験を含めたEPA 候補者は46.2%であり、EPA 候補者の介護福祉士国家試験合格は容易ではない。

EPA 候補者は施設で就労しながら研修を進め、各施設は学習時間の配慮や施設職員による学習支援を計画的に実施することとなっている。

施設における学習支援については、制度開始間もない時期に赤羽らがEPA 候補者や施設へのインタビューを通じて行った研究で、「EPA の枠組みでは候補者への支援スキームが施設に任されている」、「施設の研修担当者や日本語教師を支援するシステム作りが求められる」（赤羽ら2012：1-19）と指摘したが、現在も「国家資格取得のための教育支援として、就労と学習両立に関わる多様なニーズへの対応を要し、現行の育成プログラムには限界があり、改善が喫緊の課題である」（亀山ら 2021：133-142）と未だ改善の必要性が指摘されている。

また、「もっとも大きな費用は、受け入れた介護士候補者の研修を担当する、ベテラン介護士の機会費用の問題である。外国人介護士に対しての職場研修はどの職場でもベテランが担当するが、その研修担当者を通常の現場業務から離して研修を担当させるには、職場要員に余裕がなくては難しい。」（上林2015：88-97）と施設の負担の大きさや、日本語教育の視点から「担当者自らが模索し、「どのように」着任後教育に組み込むのかといった検討を加え、工夫を凝らしながら、個々にシラバスを構築していくという必要性に迫られる。この場合、教育担当者の負担は計り知れないものがある」（神村・三橋2016：73-86）と、教育担当者の負担が大きいと指摘する先行研究もある。

それでは現在、各施設では実際にどのような研修が行われているのだろうか。EPA 候補者の場合、介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援は、施設のみならず受け入れ機関であるJICWELSも継続的に行っている。さらに、介護人材確保の面から独自に学習支援を行っている地方自治体もあるが、それらはどう活用されているのだろうか。

本研究は、外国人介護職員が長期就労するための前提である介護福祉士国家資格取得に向けた学習支

援について、EPA 候補者を対象に施設内研修の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

なお、研修には日常業務の中で行う研修 (OJT) および業務を離れて行う研修 (Off-JT) があるが、本研究における施設内研修とは、施設の内外を問わず、施設の監督下で業務を離れて行う研修をいう。また介護福祉士国家試験は、筆記試験と実技試験によって構成されているが、本研究では筆記試験で問われる専門知識の習得に関する部分を対象とする。

2. 研究の方法

本研究は、まず文献研究により、EPA 候補者の制度と現状の概要を把握したのち、JICWELS や地方自治体等による学習支援体制を見ていくこととする。その後 EPA 候補者を受け入れている施設にインタビューを実施し、施設内研修の実態や課題を把握する。これらを通じ、EPA 候補者の施設内研修について、その現状と課題を考察していく。なお、施設でのインタビュー調査は、オンラインおよび対面にて 2021年6月4日から2021年6月11日の間に実施した。

3. 倫理的配慮

各施設には、研究の趣旨や目的を説明し、研究協力の承諾を文書で得ている。文献の引用等については日本社会福祉学会研究倫理指針に則して行っている。

4. 研究結果

(1) EPA 候補者の制度と現状

(a) 制度概要と人数の推移

EPA は Economic Partnership Agreement の略で、「2ヶ国間での貿易や知的財産の保護や投資、政府調達、協力等を含めて締結される包括的な協定」(財務省ホームページ「経済連携協定 (EPA) 等」) である。厚生労働省はこの協定の目的について、「看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定 (EPA) に基づき、公的な枠組で特例的に行い、「経済連携協定に基づき国家資格を取得することを目的とした就労を行う外国人候補者は、受入れ施設で就労しながら国家試験の合格を目指した研修に従事」としている (厚生労働省ホームページ「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」)。

EPA 制度の概要は表1に示すとおりである。なお表1中、N1~5とは独立行政法人国際交流基金と公益社団法人国際教育支援協会が実施する日本語能力試験であり、N1が最も高いレベルである。

EPA 候補者は、インドネシア (2008年)、フィリピン (2009年)、ベトナム (2014年) の3ヶ国から毎年各国最大300人の枠で受け入れを行っており、その総数は表2に示す通りである。なお、コロナ

表1 EPA 制度の概要

制度の目的	介護福祉士の国家資格取得を目的とした受入れ (国際連携の強化)
送り出し国	インドネシア・フィリピン・ベトナム
在留資格	特定活動
在留期間	原則4年 (一定の条件を満たせば5年) ※介護福祉士取得後は更新回数の制限なし
家族帯同	不可 ※介護福祉士取得後は可能 (配偶者・子)
求められる日本語能力	インドネシア・フィリピン 現地で6か月研修後 N5程度で入国。入国後6カ月の研修後就労 ベトナム現地で12か月研修後、N3以上で入国。入国後2.5カ月の研修後就労
介護に関する知識 (資格)	インドネシア 看護学校 (3年) 卒または高等教育機関または政府による介護士認定
	フィリピン 看護学校 (4年学士) 卒または4年制大学卒または政府による介護士認定
	ベトナム 3年制または4年制の看護課程修了
受入調整機関	JICWELS (国際厚生事業団)
勤務できるサービス	原則定員30名以上の施設等、要件はあるが高齢のみならず、障害児者施設や救護施設まで可能。 訪問系サービスは、介護福祉士取得後一定の要件の下可能
職員配置基準	N2以上の場合は、すぐに配置基準に含む。その他は雇用後6か月経過後配置基準に含む
夜勤	雇用してから6か月経過後、もしくはN1、N2合格後可能。
法人内異動	不可
転職	不可 ※介護福祉士取得後は可能

出典：厚生労働省「外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック」(2019) P10、11から引用および筆者加筆

表2 EPA 候補者の年別・国別推移（2021年3月現在）

国	インドネシア		フィリピン		ベトナム		年度小計（人）
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	
2008	104	53	—	—	—	—	104
2009	189	85	190	92	—	—	406
			※27	6			
2010	77	34	72	34	—	—	159
			※10	6			
2011	58	29	61	33	—	—	119
2012	72	32	73	35	—	—	145
2013	108	42	87	37	—	—	195
2014	146	61	147	64	117	62	410
2015	212	85	218	89	138	58	568
2016	233	99	276	116	162	79	671
2017	295	123	276	141	181	78	752
2018	298	139	282	149	193	87	773
2019	300	173	285	177	176	86	761
2020	272	205	—	—	193	96	465
国別小計	2,364		2,004		1,160		5,528

※2009年、2010年はフィリピンのみ就学コースが設けられており、計37名が来日した

出典；JICWELS（2021a）「2022年度受入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れパンフレット」 P45を筆者改変

ウィルスの流行拡大のため、2021年3月時点では、フィリピンからの候補者は来日できていない。

EPA 候補者については、「近年は事業者数が激増したことから、売り手市場へ推移し、人気のある事業者に集中する一方でマッチングが空振りに終わる事業者が出ている」（武石 2019：25-34）状況であり、各事業者間での EPA 候補者の獲得競争が起きている。

(b) 就労までの流れと受け入れ施設

日本側の EPA 候補者の唯一の受け入れ機関は JICWELS である。JICWELS は求人登録している施設の情報を各国の送り出し機関に提供し、送り出し機関が就労希望者の募集選考、審査を行う。その後 JICWELS が送り出し国において、送り出し調整機関が選考した就労希望者の面接等をする。そして JICWELS が受入れ希望機関及び就労希望者の希望をとりまとめてマッチングを実施し、マッチングが成立した受入れ希望機関と就労希望者は雇用契約を締結する。

契約を締結した EPA 候補者については、日本語研修機関が訪日前および訪日後に候補者に対して日本語研修を実施し、来日後は JICWELS が介護導入研修等を実施したのちに施設において就労を開始する。訪日前後の教育は国ごとにちがいが、インドネシ

アとフィリピンが訪日前の日本語研修6ヶ月、訪日後の日本語研修6ヶ月、ベトナムが訪日前の日本語研修12ヶ月、訪日後の日本語研修2.5ヶ月であり、このほか10日間の介護導入研修がある（以上、厚生労働省ホームページ「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」）。

EPA 候補者を受け入れる施設は、高齢者施設だけではなく、障害者・児童施設、救護施設まで幅広く設定されているが、介護福祉士取得までは訪問系サービスに従事することはできない。受け入れ施設は、原則定員30人以上であることその他、職員配置基準が法令を満たしていること、常勤職員の4割以上が介護福祉士の資格を有することなどの条件があり、受け入れ後も JICWELS の巡回訪問を受け所定の報告をすることになっている。なお、候補者には施設内で同様の職務に従事する日本人介護職員の報酬と同等額以上を支払わねばならず、雇用契約書にある施設以外での就労はできない。また、施設が1年間に受け入れることができる EPA 候補者は、原則として、1ヶ国につきそれぞれ2名以上5名以下である。

(c) 介護福祉士国家試験合格率

試験を所管する厚生労働省は EPA 候補者への配慮として、2010 年度から疾病名に英語を併記し、英字略語には正式名称を併記するなどの措置を実施した。さらに2011 年度から、EPA 候補者は一般の受験者と別室で受験できるようになり、2012年度には問題用紙の全ての漢字にふりがなを付ける、わかりやすい日本語へ改善する、試験時間を一般受験者の1.5倍に延長するという措置を取っている。しかし、EPA 候補者の介護福祉士国家試験の合格率は、表3のようになっており、日本人を含めた全体の合格率に比べて低い状況が続いている。

なお、4年目の介護福祉士国家試験に不合格であった EPA 候補者の中で、合格基準点の5割以上の得点があり、かつ他の要件を満たす場合は滞在が1年延長され、介護福祉士国家試験に再受験することが可能であるが、その際は、受け入れ施設は介護研修改善計画を作成し、EPA 候補者は「国家試験合格に向けて精励する」と署名して、厚生労働省に提出する必要がある（厚生労働省令和3年3月29日報道発表資料「経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長の条件となる国家試験の得点基準などを公表します」）。

(2) EPA 候補者等に関する厚生労働省および地方自治体の支援体制

EPA 候補者については、国家間の特例的な制度であり、制度運用後10年以上が経過しているため国等

の支援が充実している。

国の支援としては、まずは、「外国人介護福祉士候補者受け入れ施設学習支援事業」がある。これは、受け入れ施設が行う日本語学習や介護分野の専門学習や学習環境の整備について、候補者1人当たり年間23.5万円以内を補助するほか、医療的ケアの学習のために喀痰吸引等研修の受講にあたり候補者1人当たり年間9.5万円以内（日本での滞在期間中1回のみ）施設の研修担当者の活動経費として1施設あたり年間8万円以内の補助がある。

次いで、外国人介護福祉士候補者学習支援事業がある。これは、日本語や介護分野の専門知識等を学ぶ集合研修、介護の専門知識に関する通信添削指導、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援であり、JICWELS が受託し実施している。

三つ目に、外国人介護福祉士候補者受入支援事業がある。巡回訪問指導、相談窓口の設置、日本語・漢字統一試験、受け入れ施設担当者向けの説明会、過去の国家試験問題の翻訳（インドネシア語、英語、ベトナム語）版の提供、学習教材の配布、就労開始から国家試験までの「学習プログラム」提示、受け入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための学習プログラムの提示がその内容であり、JICWELS が実施している（以上、厚生労働省ホームページ「介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮」）。

またこの他、地方自治体においても独自に EPA 候補者への支援を行っている。例えば東京都は「外国

表3 EPA 候補者 国別・年度別介護福祉士国家試験合格率

(単位：%)

国/年度		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
インドネシア	合計	37.2	46.7	43.0	55.3	58.5	62.4	38.5	33.1	36.5	36.5
	初受験	37.2	45.8	57.1	65.4	64.6	62.6	43.2	34.4	39.2	41.0
	再受験	—	55.6	16.2	39.4	35.3	60.0	22.2	27.7	29.8	27.3
フィリピン	合計	100.0	30.4	29.6	34.8	43.0	36.0	37.8	40.3	29.4	37.7
	初受験	—	—	50.0	42.6	50.0	41.8	38.4	45.9	33.2	37.1
	再受験	—	—	10.7	22.9	26.1	24.2	35.9	25.0	20.0	31.1
ベトナム	合計	—	—	—	—	—	—	93.7	87.7	90.8	92.1
	初受験	—	—	—	—	—	—	—	88.5	92.2	92.9
	再受験	—	—	—	—	—	—	—	50.0	72.7	77.8
合計	37.9	39.8	36.3	44.8	50.9	49.8	50.7	46.0	44.5	46.2	
全体合格率	63.9	64.4	64.6	61.0	57.9	72.1	70.8	73.7	69.9	71.0	

※2011年度フィリピンの候補者は以前に日本での就労期間があり、3年の実務経験を満たしていた

出典；2012年～2021年 厚生労働省報道発表資料各回「介護福祉士国家試験の内訳・入国年度別候補者の累計合格率」、「第33回介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移」より筆者作成

人介護従事者受入れ環境整備等事業」として、「経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援事業」を実施し、国の外国人介護福祉士候補者受け入れ施設学習支援事業に上乘せして施設に対する補助を行っており、2020年度においては、受入施設の設置主体が区市町村以外の場合は候補者年額100万円以内と高額であった（東京都保健福祉財団ホームページ）。また東京都では2012年から2015年まで「東京都と首都大学東京による公学連携事業で、日本語コースと専門日本語コースを開設してEPA候補者に集合研修の実施とシラバス開発などを行っていた」（神村・三橋 2016：73-86）。

神奈川県においては、「外国人介護福祉士候補者支援事業」の中で、「経済連携協定（EPA）に基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから入国した外国人介護福祉士候補者を支援するため、国家試験対策講座を実施するとともに、施設が行う学習支援に対して補助する」として、学校法人に委託して来日年度と習熟度に応じた段階的な国家試験対策講座の集合研修を行っている（神奈川県 2021：24）。

この他、京都府や千葉県、愛媛県、川崎市などでは「外国人介護人材支援センター」等を設置しており、各自治体でEPA候補者をはじめとした外国人介護職員支援のための体制整備が進められている。

（3）EPA 候補者への学習支援

EPA 候補者は、実際に施設で就労しながら「介護福祉士国家試験受験準備のための学習（介護の知識・技術の修得）、日本語の継続学習、職場への適応促進・日本の生活習慣の習得等）」（JICWELS 2021b：42）を柱として、研修を進めていくこととなる。

（a）JICWELS による学習支援

JICWELS では、「施設受入れ後の介護福祉士候補者に対する研修・学習は、各受入れ施設において進め」（JICWELS 2021b：41）るとしつつ、「標準的な学習プログラム」の提示や学習教材の開発や配布を通じて、就労年数別にEPA候補者および施設への支援を行っている（表4）。

この学習プログラムでは、就労1年目は「日本語力」、就労2年目は「国家試験のための基礎知識」、就労3年目は「国家試験受験対策」に重点が置かれ、

教材が作成されている。就労2年目に配布される『外国人のための介護福祉士国家試験対策 新カリキュラム』については、2011年第1版の作成後、2021年に大幅改訂された。改訂版では内容を見直すほか、全ての漢字にふりがなをつけ、できるだけ平易な日本語にするなど工夫している。JICWELS はこれらの教材をEPA候補者に配布するとともに、就労2・3年目では配布済のスケジュールに合わせて「チャレンジ問題」をメールで配信している。さらに「自己学習チェックシート」も作成し、計画的に学習が進むように促している。自己学習チェックシートは、研修担当者のチェック欄も設け、自己学習の進捗状況を施設側でも確認できるようになっている。施設に対しては就労開始から国家試験受験までの学習を示した学習プログラムと試験日程や集合研修の日程を入れた年間スケジュールを配り、3年間の具体的な流れがつかめるようにしている。この他、各施設に『EPA 介護福祉士候補者標準学習プログラム及び研修の手引き』という冊子を配布し、各段階別の参考教材、教材の活用方法、学習期間を示すとともに、研修指導者については教材別に「3日に1度、練習問題をコピーして小テストを実施する」（JICWELS 2019b：12）など、研修への関わり方も述べている。

JICWELS が国家試験の学習法についてEPA候補者に尋ねた調査結果からは、JICWELS の教材については、集合研修は83.4%、通信添削は78%と利用率が高い一方、動画講義は21.9%と活用率が低くなっている。JICWELS 教材以外の学習については、施設職員による指導が66.6%と最も多く、次いで日本語講師による指導50%、国家試験対策講師による指導37.3%、外部研修に参加が17.4%だった（JICWELS 2020：35）。

ここからは、各施設がEPA候補者を学習面でサポートするために、JICWELS の教材等だけではなく、様々な取り組みを行っていることが分かる。

（b）施設の学習支援体制の整備

各施設での学習支援体制の整備について、「2022年度受入れ版 EPA 介護福祉士候補者受入れの手引き」（JICWELS 2021b：41-43）に沿って確認していく。

各施設は厚生労働省の指針（平成20年厚生労働省

表4 JICWELS による学習目標の設定と学習支援

就労年数	学習目標	研修	教材	その他
1年目	介護の日本語力（漢字語彙・読解）の習得 介護の知識・技術の習得 国試対策学習への準備	集合研修（日帰り1回）	看護・介護の言葉と漢字ワークブック （やさしい漢字とカタカナ語）	動画配信（オリエンテーション、内容別国家試験対策）学習相談窓口の設置
		ウォーミングアップ試験	介護の言葉と漢字国家試験対策ウォーミングアップ	
		始めよう！国家試験対策試験	介護の言葉と漢字ハンドブック（ベトナム語）	
		やさしい漢字とカタカナ語試験	介護の言葉と漢字ハンドブック	
		漢字テスト（4回）	介護の言葉と漢字ワークブック 言葉の使い方ドリル	
		模擬試験（1回）	介護の言葉と漢字国家試験対策段階別事例問題読解	
			介護の言葉と漢字国家試験対策ウォーミングアップ ワークブック	
			始めよう！外国人のための介護福祉士国家試験対策	
2年目	国試基礎知識の習得（国試の傾向や出題科目の全体像等）	自己学習チェックシート・チャレンジ問題メール	外国人のための介護福祉士国家試験対策新カリキュラムⅠ 「人間と社会」 / 「医療的ケア」 外国人のための介護福祉士国家試験対策新カリキュラムⅡ介護Ⅰ 外国人のための介護福祉士国家試験対策新カリキュラムⅡ介護Ⅱ	
		内容別通信添削（8回）		
		集合研修 （2泊3日1回、1泊2日1回）		
		模擬試験（1回）		
3年目	国試合格を目指した本格的な受験対策学習（得意・苦手分野学習、過去問、模擬試験、予想問題等）	内容別通信添削（7回）		
		集合研修（2回）		
		集合研修（1泊2日×3回）		
		模擬試験（2回）		

出典：JICWELS（2019a）「平成30年度入国EPA看護師・介護福祉士候補者受け入れ施設向け就労前説明会資料」および施設配布資料を基に、筆者作成

告示第312号等）に従い、①介護研修計画を立案すること、②研修を統括する研修責任者と専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者を配置すること、③研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験がある介護福祉士であること、④日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を確保するという4要件を満たす必要がある。なお、介護研修計画は、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等、施設の実情等に応じて立案する。さらに介護研修計画以外にもJICWELSに対し、受入れから国家試験受験まで研修・学習内容や到達目標等を一定期間ごとに具体的に定めた「介護研修プログラム」を提出する。研修開始後は、厚生労働省の定めた形式により「研

修の実施状況の報告（介護施設）」、「研修評価表（研修責任者記載）」、「研修評価表（EPA候補者記載）」を提出し、進捗状況をPDCAサイクルで振り返るようになっている。

施設における研修・学習にかかる費用については、施設職員による指導、研修責任者や支援者による国家試験に向けた自己学習の指導はもちろん、受入れ施設の設備や職員等を利用する場合の費用、教材等の購入に係る費用も、原則として受入れ施設で負担する。また研修計画の一環として、外部の教育・研修機関、日本語学校等での聴講等を利用する場合についても、費用の助成や就学時間の確保等、受入れ施設が可能な範囲内で支援することとしており、過大な金銭的負担等をEPA候補者に強いることのないように示されている。

なお、学習時間とは施設が設定し研修指導者がか

かわる学習時間であり、必ずしも就労時間内に学習時間を確保する必要はない。EPA 候補者の1週当たりの学習回数と学習時間は、就労時間内が平均1.7回で5.2時間、就労時間外が0.7回で1.5時間、合計して2.4回、6.6時間だった（JICWELS 2020：30）。

(c) 施設における施設内研修の現状

前述のとおり、EPA 候補者の施設内研修は各施設に任されている。本項では、2施設へのインタビューを通して研修の現状をみていく。インタビューはオンラインおよび対面にて2021年6月4日から2021年6月11日に半構造化面接により実施した。なお、内容や人数等はインタビュー時点のものである。

A 施設は2001年に開所した、定員60名の従来型特別養護老人ホームである。運営する社会福祉法人は東京都内を中心に神奈川や埼玉に特別養護老人ホームや通所介護、居宅介護支援事業所など高齢者施設を中心に運営し、1,900人余りの従業員がいる（A施設法人ホームページ）。2020年3月現在の外国人介護職員は「EPA69名、在留資格「介護」0名、技能実習生36名、留学生2名、身分系0名」（UFJリサーチ&コンサルティング 2020a：25）であった。

B 施設は2011年に開所した、定員140人（10人×14ユニット）のユニット型特別養護老人ホームである。運営する社会福祉法人は、医療法人を中核としたグループの傘下にあり、グループ全体で診療所、病院、介護老人保健施設、特別養護老人ホームなどを多数経営している。2021年6月現在の従業員数は4,000名、グループ全体での外国人スタッフは140人である（B施設法人ホームページ）。

インタビューの内容は、表5にまとめている。まず2施設とも外国人介護職員が多く、外国人介護職員がいることが特別養護老人ホームの運営の前提となっている。またB施設においては、ユニットリーダーを務める職員もおり、外国人介護職員が施設の中で着実に役割を果たしていることが分かる。さらに両施設とも他法人で介護福祉士を取得した外国人介護職員が転職してきている。施設内研修については、2施設とも国の「外国人介護福祉士候補者受け入れ施設学習支援事業」を使い、外部研修を積極的に利用して施設の担当者の負担を軽減し、かつ合格率の向上を図ろうとしている。そして、A施設では法人内で先輩外国人介護福祉士が動画配信を行っ

て後輩の外国人介護職員の学習をサポートし、B施設では外国人介護職員のリーダーがきめ細かくサポートするほか、「外国人介護職員会議」を開いて日本人職員との相互理解を深めるなど、外国人介護職員による支援体制ができています。

5. 考察

介護福祉士国家資格取得にむけたEPA候補者の施設内研修については、厚生労働省の指針に沿って介護研修計画を立案した後、JICWELSの学習支援を軸として、施設が国等の支援制度を使って試行錯誤と工夫をしながら実施している実態が明らかとなった。

インタビューを行った2施設とも、現在は自施設や自法人だけで研修を実施するのではなく、専門的な学習部分については日本語学校や学校法人などの外部機関と連携している。さらに、既に介護福祉士資格を取得した外国人介護職員が、後輩たちをサポートする取り組みもあった。

また東京都内の別施設でも、月4回（週1日8時間）を研修日として学習に当て、月2回は外部講師（日本語と国家試験対策）が、月2回は施設担当者がコミュニケーションをとって指導を行い、さらに先輩EPA介護福祉士として指導を行い、さらに先輩外国人介護福祉士がサポートを行う事例が報告されている（宇津木 2020：34-39）。またJICWELSの調査からも各施設が日本語講師、国家試験対策講師、外部研修を利用していると回答しており（JICWELS 2020：35）、研修担当者、施設、法人、先輩外国人介護職員、外部機関が役割分担をしながら、EPA候補者の学習支援にあたる体制が構築されつつあることが考察できる。

そして2施設において、外国人介護職員は日本人介護職員の「補完」ではなく、職員として役割を担っており、外国人介護職員が介護福祉士国家資格を取得し長く働けるようになることは、施設運営の安定性にも関わっているといえる。前述のとおりEPA候補者は「売り手市場」となっていることから、介護福祉士国家試験合格率や先輩外国人介護職員の定着状況が、EPA候補者が施設を決める要因の一つとなっていることも推察でき、EPA候補者確保の面からも、そして施設運営の面からも、介護福祉士国

表5 施設における EPA 候補者への施設内研修の現状

		A 施設	B 施設
外国人介護職員の状況、外国人介護職員に期待すること		○施設では、2015年から EPA 候補者 5 名の受け入れを開始した。法人としては、アジアで女性や資質を持った担い手が埋もれてしまうことがもったいないと思い、世界の人々の活躍の場を作りたいと思って外国人介護士の受け入れを始めた。また、日本の介護を海外へという思いもある。国籍を超え、日本人と同じように活躍してほしいと思っている。	○外国人介護職員は2015年に EPA 候補者 4 名を受け入れたのを初めに、毎年受け入れている。現在介護職員の1/3は外国人介護職員となっている。外国人介護職員はよくやっている。戦力として長く活躍してほしい。EPA 外国人介護職員は、母国では看護師であり、本当は看護師にしたいと思うが、介護福祉士をとってほしい。法人全体でのキャリアパスも作成できているので、上にあがってほしい。
外国人介護職員の人数	人数	○常勤介護職員29名のうち14名、看護職員4名のうち、2名（インドネシア）が外国人介護職員である。	○常勤介護職員71名（主任、副主任、フロアリーダー含む）のうち24名が外国人介護職員である。全14ユニットに1名は外国人介護職員がいる。ユニットのリーダーを務めている外国人介護職員も3名いる。
	内訳	○EPA 候補生は2名で、EPA 4年目1名（インドネシア）、3年目1名（ベトナム）である。このほか、特定技能2名（ベトナム1、インドネシア1）、技能実習生2名（インドネシア）、留学生1名（フィリピン）、日本人配偶者1名がいる。 ○これ以外に介護福祉士を取得した外国人介護職員5名（自施設の EPA 候補者から3名、2名は他法人から転職）が就労している。なお、EPA 候補者は夜勤にも従事している。	○EPA 候補者は6名で、EPA 4年目1名（インドネシア）、3年目3名（インドネシア）、2年目2名（インドネシア）である。このほか2021年7月以降 EPA 候補者として2名来日予定（フィリピン、インドネシア）、日本人配偶者1名がいる。 このほか、特定技能7名、技能実習生5名（いずれもインドネシア）がいる。 ○これ以外に、介護福祉士を取得した外国介護職員が5名（自施設の EPA 候補者から3名、2名は他法人から転職）就労している。なお、EPA 候補者は夜勤にも従事している。
EPA 候補生への支援指導	生活支援	○担当者が、例えばお風呂の水が流れないといった生活の基礎的な部分もサポートしている	○施設長が、きめ細かく目配りをし、サポートしている。
	仕事の指導	○フロアの職員を中心に OJT 研修を行っている。 ○どうしても伝えるのが難しい部分は、外国人介護職員が母国語で伝えることもある。特に自立支援などの概念は、伝わりにくい。 ○日本人が指導した方が良いことと先輩外国人介護職員が指導した方がよいことがある。	○2020年から3か月に1度、施設内で「外国人介護職員会議」を開催している。外国人介護職員の他、施設長、介護主任、法人ユニバーサル人材課の職員が出席する。ルールの徹底、日本人職員からの要望、日本人職員への要望などを話しあう。ここで、新たな気づきや、困っていたことが発見できる。会議には、事前にレジュメと議事録も作成してもらう。 ○外国人介護職員のリーダーを設けており、リーダーが細かく面倒を見ている。
EPA 候補生に対する施設内研修	研修体制	○施設の介護課長を中心に研修計画などを立案している。法人全体でのバックアップもあり、PCや教材が各候補生に配られている。	○法人のユニバーサル人材課のバックアップの下、施設長中心で育成している。研修計画は本部で作成し、施設に合わせてカスタマイズしている。
	研修の実際	○法人全体として、月24時間を勤務時間内に保証している。外部研修として学校法人が実施している講座を受講（通学または訪問授業）するのが6時間×月3回の計18時間、残り6時間は、自習である。JICWELS の集合研修などがある時もの中に含める。受講費などは法人が負担している。 ○上記研修の他、模擬試験の購入など検討している ○法人内では、EPA 候補生だった先輩介護福祉士たちが介護福祉士国家試験受験対策の教材などを毎月作成して配信している。 ○以前は、職員が過去問集めてミニテストを5問作成し、就業前後に受けるようなこともあった。日本人も受講していた	○法人全体として、毎週10時間（月40時間）を研修時間とし、業務に組み込んでいる ○施設ごとに違いが出てきてしまうので、法人として、2021年度から週6～7時間は、外部研修をすることとし、施設での研修は2時間×2日とした。施設内での指導方式は、各施設の実情にあわせ、1日は自習でもよいとしている。 ○外部研修は日本語学校に依頼し、1年目は日本語、2年目以降は専門講師による介護知識を中心に研修してもらっている。受講費、教材費、交通費は法人で負担している。 ○この他日本語学校が作成した受験対策の動画教材も導入している。 ○先輩の外国人介護福祉士が、教材を母国語に翻訳するなどしてサポートしている。

表5（つづき）施設におけるEPA候補者への施設内研修の現状

		A 施設	B 施設
EPA 候補生に対する施設内研修	JICWELSの活用	<ul style="list-style-type: none"> ○年間スケジュールは把握している。集合研修などは利用している。 ○送られてくる通信添削教材はもらさず行き返送している。 ○自己チェックシートは細かいので把握していない。 ○『標準プログラム』は参考にしてている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間スケジュールは把握している。集合研修などは利用している。 ○送られてくる通信添削教材も行い、返送している。 ○自己チェックシート、動画配信については受講してるかどうかチェックしていない。 ○JICWELSの教材を使って施設内で研修をしているが、介護福祉士国家試験の教材としては、あっていないと思う。むしろ市販の国家試験対策教材を使っている。
	学習状況に関する情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○フロアでは、仕事上の課題や日本語の問題は把握している。研修講師（日本語、介護知識）などは、細かいところまでは情報共有していない。特にコロナ禍でオンライン中心になったため、情報共有が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○候補者は外部の研修は受けたいという意欲があるが、外部研修をどこまで理解しているのかわからない。コロナ禍でもあり、オンラインだと余計に状況がつかめない。
課題	外国人介護職員の全般的な課題	<ul style="list-style-type: none"> ○施設での受け入れが6年目になり、今後は活躍の場をどう広げるかが課題である。 ○介護主任、介護課長だけではなく、介護支援専門員や相談員の職種に進む道もあると思う。個人の目標をどうサポートするかが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ○EPAだけでなく、特定技能や技能実習生もいる中で、EPAだけが国の支援が手厚いので、外国人介護職員との制度的な差がでてしまっている。 ○法人では2021年から、技能実習生には介護職員実務者研修を受講させている。施設では施設長を中心とした勉強会も開催している。特定技能に関しては、施設長が時間外に週1回勉強会を開いている。
	EPA候補生に対する施設内研修の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○合格率が40%程度である。 ○本来、個人の習熟度別に研修ができるとういが、クラス分けしての学習が難しい。レベルの高い人はより伸ばしていけるように、そして、遅れをとっている人も着実に学習が身につけられる工夫が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人内でも介護福祉士の合格率が30%と低い。今年度は20人が受験するので、どうなるか心配している。 ○施設の事情もあり、施設間での学習支援の方法に違いがでてきてしまう。 ○自宅等での自律学習をどう進めるかが課題である ○日本語レベルが合格率と関連がある。日本語ができないと合格しない。試験で必ずでてくる日本語を学習してほしい。 ○「日本で働ければよい」といった気持ちで、モチベーションが低い候補生もいる。モチベーションどう保つかも課題である。

筆者作成

家試験合格に向けた施設内研修の重要性がより増しているといえよう。

しかし、課題もある。まず、先行研究で指摘がされているように、施設内研修が各施設に任されている状況では施設および研修担当者の負担が大きい。大規模な法人であれば、法人内でのサポートが期待できるが、小規模な法人でそれも難しく、結果として研修担当職員に過大な負担がかかることは想像に難くない。小規模な法人の場合には、他の法人や施設と合同で研修を進めるなどの工夫が必要となろう。例えば東京都や神奈川県が先行しておこなっているような、地方自治体の支援の拡充も求められる。

次いで、JICWELSの教材が十分に活用されていない点がある。集合研修や通信教材の利用率は高いが、動画配信は利用率が低い。標準プログラムは各施設とも参考にはしているが、それに厳密に従っての研修実施はしていない。EPA候補者の自律学習をサポートする「チャレンジ問題」や「自己学習チェックシート」は現場では活用されていなかった。さらに教材自体が「国家試験対策としてはあっていない」との声もあり、現実に即した形での教材およびカリキュラム開発が求められる。

三つ目は連携についてである。今後、研修担当者、施設、法人、先輩外国人介護職員、外部機関などが

役割分担をした学習支援体制が構築されていけばいくほど、この間の連携が必要となってくる。また外部機関の利用にあたっては日本語教育と国家試験対策では専門性が違い、担当者も変わることが多い。多くの担当者が関わる中で効果的に学習を進めるためには、施設、法人、日本語教育、専門分野の研修担当者が連携し、EPA 候補者一人ひとりの学習状況について情報を共有していく仕組みを作ることが望まれる。

本研究は、インタビュー施設が限定されており、結果が一般化できるわけではない。また、今回はEPA 候補者を対象としたが、特定技能や技能実習などの他制度における学習支援の状況についても研究を進める必要がある。今後も、外国人介護職員の育成や定着、施設における活躍という面から、研究を継続していきたい。

最後に、コロナ禍で多忙な中、インタビューにご協力いただいた2施設の皆様に、心からのお礼を申し上げます。

(引用文献)

- 赤羽克子・高尾公矢・佐藤可奈 (2012) 「EPA 外国人介護福祉士候補者への支援態勢をめぐる諸問題：施設の支援態勢と候補者の就労・研修状況との関係を手がかりとして」『社会学論叢』(174) 日本大学社会学会、1-19
- 亀山純子・橋爪祐美・柳久子 (2021) 「外国人介護職者の国家資格取得に向けた教育支援に関する質的研究」『産業衛生学雑誌』 2 公益社団法人日本産業衛生学会、63 (4)、133-142
- 神村初美・三橋麻子 (2016) 「外国人介護人材のためのシラバスモデルの構築—EPA 候補者を対象とした集合研修での成果と課題を通して」『日本語研究』首都大学東京・東京都立大学 日本語・日本語教育研究会、(36)、73-86
- 神奈川県 (2021) 「令和3年度神奈川県当初予算主要施策の概要—福祉子どもみらい局」
- 公益財団法人介護労働安定センター (2020) 「事業所における介護労働実態調査」
- 公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) (2019a) 「平成30年度入国 EPA 看護師・介護福祉士候補者受け入れ施設向け就労前説明会資料」
- 公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) (2019b) 『標準的な学習プログラム及び研修の手引き 第2改訂版』
- 公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) (2020) 「令和元年度外国人介護福祉士候補者受け入れ施設巡回訪問実施結果について」
- 公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) (2021a) 「2022年度受け入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士受け入れパンフレット」

- 公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS) (2021b) 「2022年度受け入れ版 EPA に基づく介護福祉士候補者受け入れの手引き」
- 厚生労働省 (2019) 『外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020a) 『外国人介護職員の受け入れと活躍支援に関するガイドブック 第2版』
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2020b) 『外国人介護人材の受け入れ実態等に関する調査研究事業—報告書概要版—厚生労働省令和元年度老人保健事業推進費等補助金事業』
- 武石直人 (2019) 「外国人介護職員 (EPA) の受け入れについて」『介護福祉』令和元年夏季号 No114 公益財団法人社会福祉振興・試験センター、25-34
- 上林千恵子 (2015) 「介護人材の不足と外国人労働者受け入れ—EPA による介護士候補者受け入れの事例から—」『日本労働研究雑誌』第57巻9号、88-97
- 宇津木忠 (2020) 「実践報告 EPA 介護福祉士の定着とその可能性」『地域ケアリング』Vol22、No13、34-3

(インターネット資料)

- 厚生労働省2021年7月9日報道資料「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」最終閲覧日2021年7月29日
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html
- 厚生労働省令和3年3月29日報道発表資料「経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間延長の条件となる国家試験の得点基準などを公表します」最終閲覧日2021年7月28日
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17697.html
- 厚生労働省「インドネシア、フィリピン及びベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて」最終閲覧日2021年7月30日
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/other22/index.html
- 厚生労働省「介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮」最終閲覧日2021年5月15日
<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000759475.pdf>
- 東京都保健福祉財団「令和2年度外国人介護従事者受け入れ環境整備等事業」最終閲覧日2021年7月28日
<https://www.fukushizaidan.jp/wp-content/docs/122gaikokujin/leaflet020612.pdf>
- 社会福祉法人奉優会 最終閲覧日2021年7月16日
<https://www.foryou.or.jp/foryou/>
- 社会福祉法人桐和会 最終閲覧日2021年7月16日
<https://towakai.com/about/>
- 財務省「経済連携協定 (EPA) 等」最終閲覧日2021年5月29日
https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/

受付日：2021年11月4日

